平成２７年（フ）第３３７号
栃木県日光市今市330番地
債務者　我妻　綾子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８０６１号
東京都江戸川区中葛西３丁目24―10　第１山岡荘102
債務者　吉野　一治
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１２８号
東京都西東京市富士町１丁目７―72―809
債務者　原　冨美子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１５９号
東京都練馬区西大泉５丁目18―18　第１石井コーポ101
債務者　戸矢　雄士
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１６１号
東京都中野区中央３丁目16―６―301
債務者　梶原　一代
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１６３号
東京都中野区白鷺１丁目４―２―606
債務者　沼田　梨花
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１６８号
東京都板橋区成増４丁目27―20―108
債務者　青島　　豊（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１７３号
東京都足立区竹の塚３丁目11―35―505
債務者　谷口　直人
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１７４号
東京都江東区北砂３丁目38―９　奥田方202
債務者　矢野　京子
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１７５号
東京都墨田区千歳２丁目６―３―401　千歳荘
債務者　丸山　隆司
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１７７号
東京都豊島区北大塚３丁目20―18―409
債務者　中沢　　悠
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１８１号
東京都杉並区高井戸西３丁目16―13　西森ビル
債務者　大木　栄和
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１８３号
東京都足立区千住元町34―２―1108
債務者　村上　治永
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１８５号
千葉県袖ケ浦市蔵波2898―３　ベル・アンジュＡ202
債務者　野村　和弘
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１３６号
鹿児島県鹿屋市古江町711番地
破産者　瞳丸水産有限会社
1　決定年月日　平成27年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
栃木県大田原市浅香３丁目４番21号　ルネサンス21　103号、前住所神奈川県横浜市青葉区荏田町246番地１　ダイアパレスあざみ野Ａ棟302号
破産者　小坂雄一郎
1　決定年月日　平成27年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部